

【表5-14 高度処理方式を採用している下水処理場】

府県	処理場数	処理方法
三重県	4	循環式硝化脱窒法、嫌気好気活性汚泥法 オキシデーションディッチ法、凝集剤添加、急速濾過法
滋賀県	8	標準活性汚泥法、循環式硝化脱窒法 オキシデーションディッチ法、長時間エアレーション法 嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法 ステップ流入式多段硝化脱窒法 凝集剤添加、急速ろ過法、有機物添加
京都府	7	ステップ流入式多段硝化脱窒法、嫌気好気活性汚泥法 嫌気無酸素好気法、標準活性汚泥法、循環式硝化脱窒法 酸素活性汚泥法オゾン酸化法 凝集剤添加、急速ろ過法、有機物添加
大阪府	17	嫌気好気活性汚泥法、標準活性汚泥法、接触酸化法、 長時間エアレーション法 高度処理オキシデーションディッチ法、嫌気無酸素好気法 繊維ろ過、急速ろ過法、凝集剤添加
兵庫県	1	嫌気無酸素好気法
奈良県	5	標準活性汚泥法、活性吸着法、循環式硝化脱窒法 嫌気好気活性汚泥法、嫌気無酸素好気法 急速ろ過法、有機物添加、凝集剤添加
合計	42	

日本下水道協会「平成17年度下水道統計行政編」より作成

詳細は資料5-33を参照

(2) 農業集落排水等の処理

農村地域では、生活排水処理施設の整備が都市部と比較して大きく遅れていることに加え、生活様式や農業生産方法の変化による生活排水等の排出量の増加により、用水路や排水路の汚染が進行しており、生活環境や農業生産への悪影響のほか、公共用水域の汚濁の原因ともなっている。

琵琶湖・淀川流域の各府県では、農村総合整備モデル事業、農村総合基盤整備事業、農業集落排水事業などにより、農業排水の水質保全やトイレの水洗化を含む農村生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質保全のために、個別集落もしくは数集落単位の小規模下水道である農業集落排水処理施設（農村下水道）の整備が進められている。

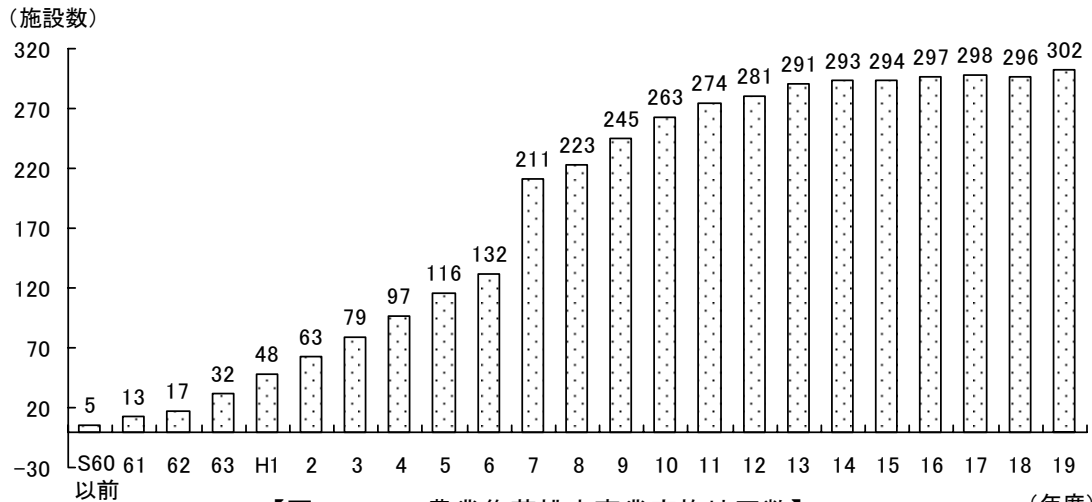
営農面では、有機物の使用促進による土壌の保肥力の向上や 土壌養分の溶脱・流出削減に努めている。また、用排水の適正管理、濁水の流出防止などの水管理を徹底するため、広報車、有線放送、懸垂幕、のぼり旗、啓発パンフレット、農業排水対策啓発ビデオなどによる啓発活動が推進されている。

畜産排水に対しては、府県、市町村および農協等を中心として、糞尿の堆肥化や液肥化を行う事業が各地で推進されており、さらに、家畜糞尿の適切な処理方法及び害虫・悪臭・水質汚濁等の発生防止技術の指導、家畜糞尿処理機械の共同利用施設等の整備が実施されている。

滋賀県においては、農業排水が流入する内湖における水質改善と景観形成を図るための内湖等周辺環境保全事業や、農業排水を用水として反復利用するための施設の整備改良などの事業も進められている。この他、平成15年3月には「滋賀県環境こだわり農業推進条例」を制定し、「環境こだわり農産物(化学合成農薬と化学肥料の使用量を通常の5割以下に削減するとともに琵琶湖等への負荷を削減する技術を用いて生産された農産物)」の生産を促進することで琵琶湖の環境保全を図っている。

農業用排水の水質の保全や、農業用排水処理施設の機能維持および農村生活環境の向上を目的として、農業集落排水処理施設の整備が進められている。農業集落排水処理では、し尿や生活雑排水などの汚水と雨水を分別し、汚水のみを処理して、発生汚泥は農用地に還元する方法が採用されている。目標処理水質はBOD20mg/l以下、SS50mg/l以下である。

琵琶湖・淀川流域では、平成19年度現在302施設があり、そのうち11地区が整備中である。



【図5-5 農業集落排水事業実施地区数】

(年度)

公共投資ジャーナル社「農業集落排水事業ハンドブック平成19年度版」より作成

【表5-15 農業集落排水処理施設の整備（計画）状況】

	地区数	計画処理人口 (人)	計画戸数
三重県	3	6,570	1,629
滋賀県	3	2,810	746
京都府	2	6,480	1,818
大阪府	1	240	62
兵庫県	—	—	—
奈良県	2	1,810	375
計	11	17,910	4,630

公共投資ジャーナル社「農業集落排水事業ハンドブック平成19年度版」より作成